

日本人の子（元日本人）ビザ申請必要書類

（2022年6月1日更新）

●国籍喪失届を未提出の場合は、以下ページをご参照の上、国籍喪失届をご提出ください。国籍喪失届の提出と同日にビザ申請して頂けます。ビザ申請は午前のみで、国籍喪失届の手続きには約1時間を要しますので、朝早い時間にご来館されることをお勧めします。

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kokuseki-soushitsu-ridatsu.html#soushitsu

（注）自己の意思で米国市民権を取得した場合は、その時点で日本国籍を失いますので二重国籍とはなりません。このことを知りながら既に取得した日本のパスポートを使用したり、新たに日本のパスポートを申請した場合は処罰の対象となります。

（注）出生により二重国籍を有している方は、日本入国の際には日本のパスポートをご利用ください。現在、すべての外国人が有効なビザを所有している必要があるため、ビザが添付されていない米国パスポートでは入国できません。また、日本国籍者はビザを取得できませんのでご注意ください。

原則、VISA 申請には申請者ご本人様が大使館にご来館頂く必要があります。

ビザ申請は月曜日～金曜日午前のみ（9：15am～12：00pm）です。

1) 申請書（記入サンプル）

2) 写真1枚（2x2 インチ）

3) 申請者のパスポート

4) 招へい理由書および誓約書（日本居住者が記入。署名不要。電子データを印刷したものも可）

※招へい人の情報は「省略」せず、すべてご記入ください。

・ 招へい理由書および誓約書（日本語）

・ 招へい理由書および誓約書（英語）

5) 招へい者のパスポートコピー、なければ写真付身分証明書（運転免許証等）のコピー

6) 申請者が元日本国籍者であることを証する書類：除籍の事実がわかる戸籍謄本（原本）

（注）他の国籍取得により除籍（国籍喪失）した旨が記載されている戸籍謄本であれば発行日に指定はありません。

- ・ 国籍喪失届を同時に提出される場合は、申請日前3ヶ月以内に発行された最新の戸籍謄本をご提出ください。
- ・ お手持ちの戸籍謄本に除籍の旨が記載されていない場合や国籍喪失以外の理由による除籍が記載されている場合は、申請日前3ヶ月以内に発行された最新の戸籍謄本をご提出ください。

※上記以外に追加資料を求める場合があります。予めご了承ください。

本資料は以下よりダウンロード可能です。

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/download/CHILDOFJAPANESENATIONAL.pdf>

Visa Page : https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/travel_and visa.html